

令和 6 年 度：事 業 報 告 書

令和 6 年度香川県暴力追放運動推進センター（以下暴追センターという。）の公益目的事業を事業計画に基づき実施したが、その概要は次のとおりである。

1 広報啓発事業

県民に暴力排除意識の浸透を図り、暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識を普及させるため、行政機関・事業所(企業)・関係団体等に対する不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習、被害防止講演の実施及び広報媒体等の活用、視聴覚教材等の無料貸出並びに暴力追放街頭キャンペーンの実施等の広報啓発事業を推進した。

また、暴排活動に功労のあった個人・団体の表彰等により、暴排気運の高揚を図った。

【定款 4 条第 1 号、第 2 号関係】

広報啓発活動は、暴追センターの重要な公益目的事業の一つであり、香川県、香川県警察、香川県弁護士会、香川県防犯協会連合会及び香川県交通安全協会等の協力を得て、広く県民に対して暴排意識の高揚と浸透を図り、暴力団員等による不当な行為を防止するため、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を展開すると共に、不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演及び暴力追放キャンペーンを実施する等の各種暴排活動を積極的に推進した。

(1) 広報啓発事業実施状況と内容

① インターネットホームページ、新聞・ネット広告、暴排ラジオ CM、丸亀町グリーンでのデジタルサイネージ広告、郵便局へのセンター名入り現金持ち帰り用封筒の設置、琴電電車内への広告及びチラシポストの設置等により、暴追センターの相談窓口等の周知を図った。

ア 暴力団員等による不当要求行為や迷惑行為の防止対策「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」の広報

イ 暴力追放三ない運動・プラス 1「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」プラスワン「暴力団と交際しない」の広報

ウ 香川県暴力団排除推進条例の基本理念「暴力団を利用しない！暴力団に協力しない！暴力団と交際しない！」の広報

エ 電子メールでの相談受付

オ 高松南・高松番町・高松レインボーロード・丸亀駅前の各郵便局に、暴追センター広告入り現金持ち帰り用封筒を設置

カ 丸亀町グリーン及び琴電車両内広告スペースに相談窓口広告を設置

キ インターネットホームページを活用したオンライン看板広告

② 各種講習の実施と資料の配布、暴排ビデオの視聴

不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演、暴排キャンペーン等の実施

と、広報資料の配布・暴排DVDの視聴等により、暴力排除意識の高揚と不当要求防止対策の周知を図った。

ア チラシ

- ・ NO！暴力団！暴力団追放へ!!
- ・ 暴迫センターの広報「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」
- ・ 不当要求防止責任者講習の広報「あなたの事業所を暴力団から守る講習です。」
- ・ 暴力団追放！「三ない運動＋1」の推進 他

イ ポスター・パンフレット

- ・ 暴力追放全国統一ポスター「関係を絶つ！暴力団排除」
「暴力団 叩き出す 場外 ホームラン」
「暴力団排除」
- ・ 暴力団追放令和7年カレンダー（暴迫全国統一ポスター及び過去全国ポスターと、2024年香川県内暴排標語 最優秀・優秀・佳作 作品掲載）



ウ 小冊子

- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～
- ・ 暴力団の介入を防止するために「暴力団排除条項活用のおすすめ」
- ・ 民暴相談のしおり
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集 他

エ ポケットカレンダー

- ・ 標語の部 香川県最優秀賞作品「暴力団 なくしていくのは 地域の目」に
暴力追放全国統一ポスターのイラスト入りカレンダー

オ DVDビデオ

- ・ 行政対象暴力～暴かれた本性～
- ・ 不当要求～敵を知り、己を知れば、百戦危うからず～
- ・ 選択～暴排に向けて～クレーム対応要領について
- ・ 決定的瞬間！これが不当要求だ！
- ・ 不当要求対策～絶対に負けませんⅡ
- ・ 不当要求の見極めポイントと実戦的対応テクニック
- ・ 奴らには屈しない 他

③ 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

ポスター、チラシ、小冊子等の不当要求防止対策資料を企業、行政機関、地域・職域暴排団体、賛助会員等に配布

④ 「暴迫センターだより」の配布

暴迫センターの活動状況、最近の暴力団情勢、不当要求の手口及び対応要領等を掲載した広報紙「暴迫センターだより」154号 155号を作成し、暴排団体、関係機関、賛助会員等に配布

⑤ 全国暴力追放運動推進センターの広報紙「全国センターだより」の配布

「全国センターだより」第110号～第113号を各種関係団体等に配布

(2) 暴力追放標語県内優秀作品の展示

令和6年10月16日(水)～10月18日(金)までの間、県庁本館1階ロビーにおいて、香川県防犯協会連合会と合同でポスター標語優秀作品を展示

(3) 表彰関係

四国ブロック暴追センター 連絡協議会会長、 中国・四国管区警察局長 表彰 (R6. 11. 25)	暴力追放功労 (個人) 弁護士 森 浩之輔 (団体) 香川県損保警察連絡協議会 会長 高橋 淳
香川県暴追センター会長 香川県警察本部長 表彰 (R6. 5. 17)	暴力追放功労 (個人) 弁護士 横井 大典 (個人) 弁護士 長田 美絵 (個人) 瓦町駅周辺地区暴追会議 会長 村尾 秀樹 (個人) 中野町暴追会議 役員 厨子 裕美 (団体) 税理士法人左光・鍋嶋会計 (団体) (一財)香川県交通安全協会 感謝状 前暴力追放モニター 谷 勝彦

暴追標語優秀賞

最 優 秀 賞	暴力団 なくしていくのは 地域の目	県立高松工芸高校3年	雪森 さくら
優 秀 賞	けいたいのがめんの向こう やみ社会	高松市立林小学校3年	菊池 ひより
優 秀 賞	暴力団 みんなで追放 地域の絆	県立高松工芸高校3年	田中 遥琉
優 秀 賞	守ろうよ 地域の絆で 暴力追放	県立高松工芸高校3年	川田 陽菜乃

(4) ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋

① 暴追センターホームページ掲載内容 (<http://www.boutsui-kagawa.or.jp>)

- ア 暴追センターの主な活動について
- イ 暴力団員に対する基本的対応要領等について
- ウ 不当要求防止責任者講習の実施等について
- エ 相談窓口の案内について
- オ その他公益目的事業計画等情報公開について 他

② 暴排ビデオの無料貸出～年間３２本

ア 選択～暴排にむけて～

イ 不当要求対策～絶対に負けませんⅡ

ウ 不当要求、クレームへの初期対応

エ 決定的瞬間 これが不当要求だ！

オ あなたなら どうする

カ 社会 VS 暴力団

キ 負けへんで 他

③ 暴排資料・図書の貸出し、配布、斡旋

ア 図 書

- ・ 民暴対策Ｑ＆Ａ
- ・ 公務員のためのクレーム対応マニュアル
- ・ 行政対象暴力Ｑ＆Ａ
- ・ 反社会的勢力・不当要求対策の現在と未来

イ 資 料

- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集 他

(5) 暴力団排除・不当要求対策 ～ 暴排講演・講習実施状況

① 行政機関等に対する暴排講演・講習 ～ １３回 ４８６人

【表１】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	R 6 . 6 . 6	四国地方整備局新任係長研修	4 0
2	R 6 . 7 . 1 9	香川県産業廃棄物不法投棄連絡協議会	2 7
3	R 6 . 7 . 2 4	香川県被害者支援連絡協議会令和６年度総会	6 0
4	R 6 . 8 . 8	高松市職員不当要求防止責任者講習	5 2
5	R 6 . 8 . 1 9	香川県庁職員不当要求防止責任者講習	3 8
6	R 6 . 8 . 2 0	香川県庁職員不当要求防止責任者講習	3 2
7	R 6 . 9 . 1 2	四国地方整備局不当要求防止責任者講習	3 1
8	R 6 . 1 1 . 1 9	坂出市職員不当要求防止責任者講習	3 1
9	R 6 . 1 1 . 2 0	生活保護担当者暴力団排除研修会	1 9
1 0	R 6 . 1 2 . 4	エセ同和行為対策関係機関連絡会	3 5
1 1	R 7 . 1 . 2 0	香川県土木部不当要求対策研修会	3 7
1 2	R 7 . 1 . 2 4	香川県水道企業団不当要求防止責任者講習	2 3
1 3	R 7 . 2 . 1 9	観音寺市職員不当要求防止責任者講習	6 1
合 計			4 8 6

② 事業所等に対する暴排講演・講習等 ～ ４９回 ２０６８人

【表２】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
１	R 6 . ４ . １ 6	空港通り振興会不当要求対応研修会	１ ４
２	R 6 . ５ . １ 5	香川県銀行警察連絡協議会総会	３ ４
３	R 6 . ５ . ２ 0	香川県公益事業・警察連絡協議会研修会	２ ８
４	R 6 . ５ . ２ 2	香川県警備業協会総会	８ ０
５	R 6 . ５ . ２ 4	中野町暴力追放住民会議総会	５ ０
６	R 6 . ５ . ２ 8	香川県企業防衛協議会総会	４ ０
７	R 6 . ５ . ３ 0	企業対象不当要求防止責任者講習	４ ５
８	R 6 . ６ . ４	香川県証券警察連絡協議会総会	１ ９
９	R 6 . ６ . ７	香川県遊技業協同組合総会	８ ０
１ 0	R 6 . ６ . １ 3	証券業新人研修会	２ ６
１ 1	R 6 . ６ . １ 9	企業対象不当要求防止責任者講習	４ ０
１ 2	R 6 . ６ . 2 4	企業対象不当要求防止責任者講習	４ ３
１ 3	R 6 . ６ . 2 8	瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議総会	５ ０
１ 4	R 6 . ７ . ４	企業対象不当要求防止責任者講習	４ １
１ 5	R 6 . ７ . 1 0	香川県生保警察連絡協議会	３ ４
１ 6	R 6 . ７ . 1 2	安全運転管理者講習会（丸亀地区）	８ ５
１ 7	R 6 . ７ . 1 7	JA高松・東讃地区不当要求防止責任者講習	７ １
１ 8	R 6 . ７ . 2 5	香川県公益事業・警察連絡協議会	３ ４
１ 9	R 6 . ７ . 2 6	JA中讃・西讃地区不当要求防止責任者講習	５ ２
2 0	R 6 . ８ . 2 8	香川県石油商業組合暴排研修会	３ ０
2 1	R 6 . ９ . ４	安全運転管理者講習会（高松地区）	1 6 0
2 2	R 6 . ９ . 1 0	香川県銀行警察連絡協議会研修会	２ ６
2 3	R 6 . ９ . 1 3	郵便局不当要求防止責任者講習（中讃地区）	４ １
2 4	R 6 . ９ . 1 8	郵便局不当要求防止責任者講習（西讃地区）	３ ３
2 5	R 6 . ９ . 1 9	マネーボール（オリーブガイナーズ）暴排講演	５ ５
2 6	R 6 . 1 0 . ３	企業対象不当要求防止責任者講習	３ ７
2 7	R 6 . 1 0 . 1 7	日本道路建設業協会四国支部暴排講演	２ １
2 8	R 6 . 1 0 . 2 3	企業対象不当要求防止責任者講習	４ ４

29	R6.11.5	NEXCO西日本四国支社不当要求防止責任者講習	48
30	R6.11.11	中野町暴力追放住民会議暴迫大会	50
31	R6.11.13	企業対象不当要求防止責任者講習	24
32	R6.11.15	JT不当要求対策研修会	30
33	R6.11.27	企業対象不当要求防止責任者講習	40
34	R6.11.28	瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議暴迫大会	50
35	R6.11.28	香川県公益事業・警察連絡協議会研修会	29
36	R6.12.4	NXSCO西日本四国支社不当要求対策会議	45
37	R6.12.5	香川県建設業協会暴力追放高松地区大会	80
38	R6.12.6	遊技業協同組合暴力追放研修会	80
39	R6.12.11	香川県損保・警察連絡協議会	35
40	R6.12.12	企業対象不当要求防止責任者講習	30
41	R7.1.8	四国少年院特定生活指導研修会	33
42	R7.1.27	企業対象不当要求防止責任者講習	18
43	R7.1.30	暴力追放相談員・モニター研修会	22
44	R7.2.5	証券業実務担当者暴排研修会	20
45	R7.2.6	安全運転管理者講習会	5
46	R7.2.17	県保証協会暴排研修会（午前の部）	27
47	R7.1.17	県保証協会暴排研修会（午後の部）	28
48	R7.2.26	企業対象不当要求防止責任者講習	26
49	R7.3.13	香川県銀行警察連絡協議会研修会	35
計			2068

- ③ 各種暴排の講演・講習活動等においては、不当要求への対応・対策資料を提供するなどして、行政機関対象に13回 486人、事業所等対象に49回 2068人に対して実施した。

講習においては、引き続き感染予防にも配慮しながら実施した。

なお、一部講習・研修会では、Web方式を取り入れ実施した。

- ④ 暴力排除意識の浸透と不当要求防止対策の講演・講習

香川県警察、香川県弁護士会（民事介入暴力問題対策委員会）、賛助会員等の協力のもと、行政機関及び地域・職域団体等の各種会議、研修会等において実施した講演・講習の内容

- ア 全国・県内の暴力団情勢と最近の特徴等について
- イ 企業・行政対象暴力の現状について
- ウ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の要旨と対応要領
- エ 行政機関及び地域・職域団体等に対する暴力団員等による不当要求行為への対応要領
- オ 暴力団員との不動産取引・事務所使用防止対策等をはじめとした対応要領や属性照会等について
- カ 暴力団三ない運動・プラス１「暴力団を利用しない 恐れなく 金を出さない」・「交際しない」の周知
- キ 香川県暴力団排除推進条例の概要と基本理念である「暴力団を利用しない、協力しない、交際しない」の浸透
- ク 民暴被害者等に対する、暴追センター標語「暴力は、恐れず、迷わず、すぐ相談」による「駆け込み寺」としての相談窓口の周知 等

(6) 暴力団排除推進旬間開始式キャンペーン

- ・ R6. 11. 1 高松市丸亀町壱番街前ドーム広場にて暴排旬間開始式及びキャンペーン

2 相談・助言(支援)事業

【被害の救済及び予防支援対策】

暴力団員等による不当要求行為の被害者、少年及び暴力団離脱希望者に対する相談・助言（支援）については、暴追センターを「暴力団等相談の駆け込み寺」として位置付け、面接・電話対応等により実施したほか、出前型の「無料民暴弁護士出張相談所」を2カ所で開設し、相談活動を積極的に推進した。

地域・職域団体における暴力団員等の不当要求行為防止責任者に対する講習会では、弁護士を交えての質疑応答の時間を設けるなど、実効の上がる対策を実施した。

【定款第4条第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・7号関係】

(1) 暴力団等の排除と不当要求行為の防止のため、講演会・研修会等における相談・助言（支援）事業の実施状況

- ① 地域・職域で結成されている暴排組織・団体(企業)等が開催する総会・研修会等において、暴力団員等の不当要求への対応要領について、暴力団排除用の各種小冊子を配付のうえ、暴排DVDの視聴と講演による講習等を実施し、参加者から相談等を受理した。
- ② かつて対立抗争事件を起こし、現在も活発な活動をしている指定暴力団の組事務所を地区内に有する「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」や地区内での暴力団員による拳銃使用殺人事件の発生を契機に結成された「中野町暴力追放住民会議」の総会・定例会（毎月）において、暴力団情勢等の情報交換や資料の提供等、地域に根ざした暴排活動を推進した。

(2) 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

① 相談・助言受理件数の推移

暴追センターが最重要事業として取り組んでいる暴力団員等による不当要求行為等の相談の受理は、暴追センター設立（平成4年）以降、逐年増加傾向となり、コロナ禍前では年間800件～1,000件台で推移していたものの、コロナ禍以降は、年間500～600件程度で推移している。

令和6年度の相談受理件数は、510件（前年度比－102件）で、この相談のほぼ全てを短期間に解決している。

② 解決要因

ア 香川県警察本部捜査第二課をはじめ各警察署の支援、「香川県警察機動暴力対策班」による民暴事案現場への出動や被害者保護等の諸対策を推進した。

イ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会の弁護士35名を「暴力追放相談委員」に委嘱し、民事的な事案に対する支援を受けている。

ウ 民暴弁護士による毎月第2・第4火曜日の無料相談、年2回の無料出張相談を実施し、複雑な事案への対応を図っている。

③ 相談・助言受理件数の推移

【表3】

年度	H 4	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (前年比)
面接	161	844	616	620	487	717	638	604	468	449	489	414(−75)
電話	56	159	182	176	149	200	174	187	119	118	98	48(−50)
文書	0	80	161	122	266	79	58	51	33	27	25	48(+23)
合計	217	1083	959	918	902	996	870	842	620	594	612	510(−102)

④ 月別相談受理件数

【表4】

月	R5年	R6年	月	R5年	R6年
4	52	47	10	48	40
5	39	40	11	74	51
6	53	46	12	46	55
7	44	51	1	48	36
8	50	44	2	63	29
9	50	39	3	45	32
小計	288	267	合計	612	510

⑤ 不当要求別相談内容

【表 5】

不当要求行為		合 計	暴力団	暴力団 関係者	えせ同和 行為者	えせ右翼	その他	無回答
1	機関誌購読要求行為							
2	寄付金・賛助金の要求行為							
3	物品購入の要求行為							
4	架空請求要求行為							
5	因縁をつけたの要求行為	3					3	
6	債務履行要求・高利取立要求行為	1					1	
7	融資の要求行為	29	1				28	
8	紳士録の登録など要求行為							
9	製品の欠陥等の要求行為							
10	損失補填の要求行為							
11	交通事故に絡む不当要求行為							
12	示談交渉に介入した損害賠償要求行為							
13	街宣活動予告等による不当要求行為							
14	挨拶の要求行為							
15	下請け契約不当要求行為	65					65	
16	騒音・環境等の迷惑料要求行為							
17	競売その他の執行行為への介入要求行為							
18	公共工事の受注入札等要求行為							
19	許認可等の決定等要求行為							
20	生活保護費等の公的給付要求行為							
21	公共料金等不払い要求行為							
22	行政サービスの提供要求行為							
23	組事務所立退き							
24	離 脱							
25	そ の 他	412	9			10	393	
合 計		510	10			10	490	

⑥ 相談者の職業別の状況

【表 6】

区 分 業種別	要求の内容（合計）																								
	1 機関誌購読要求行為	2 寄附金・賛助金の要求行為	3 物品購入の要求行為	4 架空請求要求行為	5 因縁をつけての要求行為	6 債務履行要求・高金利取立要求行為	7 融資の要求行為	8 紳士録の登録など要求行為	9 製品の欠陥・不適切な対応等に対する要求行為	10 損失補てんの要求行為・交通事故以外	11 交通事故に絡む不当要求行為	12 示談交渉に介入した損害賠償要求行為	13 街宣活動予告等による不当要求行為	14 挨拶の要求行為	15 下請け契約要求行為	16 騒音・環境等の迷惑料要求行為	17 競売その他執行行為への介入要求行為	18 公共工事の受注入札等要求行為	19 許認可等の決定等要求	20 生活保護等の公的給付の支給要求行為	21 公共料金等不払い要求行為	22 公共サービスの提供要求行為	23 組事務所立ち退き	24 離脱等	25 その他
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	1																								1
鉱 業 ・ 製 造 業	1																								1
建 設 業	94													64											30
不 動 産 業	27																								27
産 廃 業	0																								
公 益 事 業	1																								1
運 輸 業	10																								10
貸 金 業	0																								
警 備 業	8																								8
卸 業 ・ 小 売 業	14																								14
飲 食 店 業	3																								3
金 融 ・ 保 険 業	157						29																		128
旅 館 ホ テ ル 業	1					1																			
パ チ ン コ 業	2																								2
ゴ ル フ 業	0																								
サ ー ビ ス 業	26				1																				25
娛 楽 業	0																								
風 俗 営 業 業	0																								
そ の 他 の 産 業	34				2										1										31
国 家 公 務 員	8																								8
都 道 府 県 職 員	14																								14
市 町 職 員	5																								5
教 職 員	0																								
学 生	2																								2
無 職	83																								83
不 明	12																								12
そ の 他	7																								7
合 計	510	0	0	0	0	3	1	29	0	0	0	0	0	0	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	412

☆ 相談者の職業別では、金融・保険業、建設業、サービス業からの相談が多い。

☆ 行政機関（国、県、市、町）からの相談は、約1割（9.0%）、昨年は10.8%である。

⑦ 相談を端緒にした県警察に対する支援要請、事件検挙、中止命令等

相談事案の内、県警察に対して2件の支援要請を実施した。

暴追センターへの相談を端緒として警察で事件検挙したもの1件、中止命令を発出したものはなかった。

⑧ 民暴弁護士無料相談等

民暴弁護士による無料相談（毎月第2、第4火曜日午後）は、法的な解決策を提示するなど、専門家のアドバイスにより相談者の精神的不安を除去し解決することができ、好評を得た。

民暴弁護士案件としての相談が1件あり、弁護士に対応依頼した。

(3) 民事介入暴力出張相談所の開設

令和6年11月6日（水）に中・西讃地区、11月14日（木）に高松・東讃地区において、民事介入暴力出張相談所を開設し、警察、弁護士、暴追センターの三者で出張相談を実施したところ、6件6名からの相談を受理した。なお継続案件については警察、弁護士に引き継ぐなど適切に対応した。

(4) 暴力団離脱・社会復帰支援対策

① 暴力団からの離脱と社会復帰を図るため、平成27年1月21日、高松公共職業安定所、高松刑務所等13団体による香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会を結成し、毎年総会を開催してきており、令和6年度は12月3日に開催し、各機関からの意見を聴取し、結果を各機関で共有した。

また随時、高松刑務所入所中の受刑者の中で、暴力団からの離脱を希望している者に対し、離脱に向けての面接指導を実施した。（2回、2名）

② 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定（広域連携協定）の運用

平成28年2月、暴力団離脱者の社会復帰を目的に結成された14都道府県の暴力団離脱・社会復帰支援協議会が、相互の連携を密にして離脱者の就労の実現に向けた支援を行い、社会の一員として更生させることを目的に「広域連携協定」を締結。

当センターでは「香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会」における加入承認を得て、平成29年11月30日に加入した。

令和4年度と令和5年度に他府県暴追センター等を介して就労希望者の連絡を受け、県内協賛企業を紹介のうえ採用が決定した2名は、令和6年度末も就労先で稼働中である。

③ 離脱者就労協力企業

暴力団から離脱し、就労を希望する者を積極的に受け入れる意向のある企業は現在16社で、前年度比±0社である。

④ 口座開設支援等

暴力団離脱者等が社会復帰するに当り必要となる給与振込み等口座の開設支援は、5名に対して実施し、金融機関側の協力を受けて5件の口座開設に至った。

⑤ 暴力団離脱者への経済的支援

暴力団を離脱し、当面の生活に困窮する者等に対する一時金の支給は、無かった。

⑥ 暴力団離脱者の住民基本台帳事務における支援措置（住民票閲覧制限） 1件

(5) 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言状況

① 少年に対する暴力団への加入阻止、組員の離脱促進及び更生援助・就職支援の指導・助言

② 四国少年院在監少年に対する暴力団加入阻止等に関する助言指導

令和7年1月8日四国少年院において反社・暴排教養を実施

③ 高松刑務所の受刑者に対する暴力団離脱と社会復帰教育については、専務理事が「高松刑務所篤志面接委員後援会理事」として支援

3 講習、研修事業

【不当要求による被害防止対策】

暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の浸透・定着化を図るため、不当要求防止責任者に対する講習及び少年指導委員に対する研修を実施した

【定款第4条第7号、第10号関係】

(1) 不当要求防止責任者講習実施状況

香川県公安委員会からの受託事業として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条により事業所が公安委員会に届け出た「不当要求防止責任者」に対し、県警察、民暴弁護士と暴追センターが一体となって不当要求防止責任者講習を実施した。

また、講習参加者に、「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカーを交付した。

（令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による蔓延防止等重点措置地域に指定された場合等は、予定していた講習会を中止したほか、開催時においても1回当りの参加人員を縮小し、感染防止対策を実施したため、実施回数、受講人員とも減少）

① 選任時講習・定時講習実施状況の推移

【表 7】

年度別	H 2 8 年度	H 2 9 度	H 3 0 年度	R 1 年度	R 2 年度
実 施 回 数	2 2 回	2 3 回	2 2 回	2 1 回	2 1 回
受講者総数	1, 1 0 2	1, 0 7 6	1, 0 3 4	9 2 1	7 5 1
選任時講習 (受講者数)	2 1 回 (9 8 0)	1 9 回 (8 1 7)	1 7 回 (7 8 3)	1 9 回 (8 6 1)	1 7 回 (6 1 9)
定時講習 (受講者数)	1 回 (1 2 2)	4 回 (2 5 9)	5 回 (2 5 1)	2 回 (6 0)	4 回 (1 3 2)

年度別	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	開始以来延数
実 施 回 数	1 7 回	2 2 回	2 4 回	2 3 回	6 9 1 回
受講者総数	6 9 7	8 7 3	9 2 1	9 1 4	26, 091
選任時講習 (受講者数)	1 4 回 (4 8 7)	1 8 回 (6 0 4)	1 8 回 (6 1 8)	1 3 回 (5 3 8)	4 7 7 回 (18, 248)
定時講習 (受講者数)	3 回 (2 1 0)	4 回 (2 6 9)	6 回 (3 0 3)	1 0 回 (3 7 6)	2 1 4 回 (7, 843)

② 選任時講習

選任時講習は、暴力団対策法の規定により国、県、市等の行政機関、建設、運輸、不動産、サービス業等の企業内において選任し、公安委員会に選任届が出された不当要求防止責任者を対象に 1 3 回 5 3 8 人に対して実施した。

③ 定期講習

定期講習は、選任時講習後おおむね 3 年が経過している不当要求防止責任者を対象に、1 0 回 3 7 6 人に対して実施した。

ア 行政機関の役職者及び職員に対しては、行政対象暴力に対する「関係省庁の申し合わせ事項」と、平成 2 4 年 8 月 1 日公布の暴力団対策法の一部改正による行政対象暴力からの被害防止内容の浸透と定着化を図るため、「行政対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

イ 各企業の責任者に対しては、平成 1 9 年 6 月の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の更なる浸透と定着化を図るため、反社会的勢力関係遮断の「チェックリスト」等を活用した、「企業対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

クレーマー社会の出現に伴い、行政機関、事業所等に対する悪質なクレームが多発していることに鑑み、「クレーマー対策」と「有事の対応要領」を盛り込んだ講習を実施している。

(2) 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

暴追センターの相談事業の活性化を図るため、香川県警察本部捜査第二課長等を招いて、暴力追放モニターと暴力追放相談委員(保護司・少年指導委員)の合同研修会を令和7年1月30日に開催した。

研修会においては、暴力団情勢と対策のほか、暴追センターの業務や暴力団離脱者支援活動の現状等を説明し、更なる理解と協力を依頼したほか、意見要望等を募り、対策などを含めて委員に還元した。

4 助成、貸付事業

【救援対策】

暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止し、また、暴力団員等の不当な行為による被害者に対して見舞金等を支給し、民事訴訟の支援等の救援を行う事業であり、民事訴訟支援を実施し解決を図ることとしている。

【定款第4条第6号、9号関係】

(1) 被害者に対する見舞金の支給状況

被害者に対する見舞金の支給はなかった。

(2) 民事訴訟支援状況

① 年度別訴訟支援状況

【表8】

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訴 訟 数	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	2	5	6	0	2
勝訴(和解)	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	1	6	3	2	2

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3～R5	R6	累計
訴 訟 数	4	2	2	2	2	3	2	1	2	0	1	1	0	1	95件
勝訴(和解)	2	3	2	2	3	3	2	1	1	2	1	1	0	0	94件

② 民事訴訟支援

1件 暴力団組長による不動産売買禁止の仮処分に対する取消訴訟支援

③ 訴訟費用の貸付

上記訴訟の弁護士費用等120万円を貸付

④ 差し止め請求関係業務

暴力団事務所付近の住民等から委託を受けての、暴力団事務所への使用差し止め請求事案はなかった。

(3) 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給状況

瓦町駅周辺及び中野町暴力追放住民会議等の総会、暴迫住民大会、街頭パレード・キャンペーン等で助成金を支給（助成額21万円）

5 調査、資料収集事業

【効果的な広報啓発、不当要求行為防止活動対策】

暴力団員等による不当な行為の防止に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発及び地域・職域における暴排講習・講演活動等を効果的に実施するため、調査、資料収集及び各種研修会への参加等により、本事業を推進した。

【定款第4条第1号、第11号関係】

調査及び資料収集事業については、全国暴迫センター会議、四国ブロック弁護士会民暴対策委員会等への参加、香川県警察、香川県及び他府県暴迫センターとの情報交換、暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させた。

(1) 暴力団等の排除、被害予防に資するための調査と資料収集

暴力団等に関する情報収集、効果的な暴排活動については、行政機関・事業所等に対する「不当要求防止責任者講習」の効果的な実施要領、暴力団員による不当な行為の手口と対応要領及び、センター業務全般についての調査・研究活動を行った。

①生活保護における暴力排除連絡協議会（11月20日：県庁12階 会議室）

ア 最近の暴力団関係相談について

イ 実務担当者による協議

② 暴迫センター研修会等

ア 全国暴迫センター相談員・講習担当者研修会（4月25日：東京ガーデンパレス）

イ 四国ブロック暴力追放連絡協議会（7月18日：管区支局9階会議室）

ウ 全国暴迫センター専務理事、事務局長等研修会（9月26日：東京ガーデンパレス）

エ 全国暴迫センター反社会的勢力対策セミナー（10月29日：東京ガーデンパレス）

オ 四国地区暴迫センター研修会（2月3日：香川県暴迫センター）

③ 民事介入暴力四国ブロック協議会（2月14日：愛媛県弁護士会館）

各県弁護士会民暴委員会活動状況、各県暴迫センター活動状況の報告

講演：日本弁護士連合会 民暴委員会 幹事 大阪府弁護士会所属 森谷長功弁護士

「教育行政に係る法務相談体制の整備について」

(2) 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集

モニターの運用にあたっては、地域・職域における活動状況及び暴力団等からの不当要求及び民事介入暴力等の暴力団情報等の通報を受け個別に対応している。

6 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会を実現するため、当センターの活動趣旨に賛同され、令和6年度に新たに入会された会員と、支店の統廃合等により退会された会員は次のとおりである。

(1) 新規会員

8会員（個人 1会員 、 企業・団体 7会員）

(2) 退会会員

15会員（個人 5会員 、 企業・団体 10会員）

(3) 会員累計数

令和6年度は、企業・団体466会員、個人46会員、合計512会員である。

【表9】

区 分	加 入	退 会	令和6年度	令和5年度
企業・団体	7	10	466（-3）	469
個 人	1	5	46（-4）	50
計	8	15	512（-7）	519

(4) 賛助会員証の交付

暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会の実現のための当センターの活動に賛同された新規会員に対し、会員証等を交付した。

7 理事会、評議員会等の開催

第1回臨時評議員会	令和6年	4月17日	（理事の辞任・選任、監事の辞任・選任）
第2回臨時評議員会	令和6年	5月 7日	（評議員の辞任・選任）
第1回定時理事会	令和6年	5月17日	（副会長他役員の選任、令和5年度事業報告、 収支決算等の承認等）
第1回定時評議員会	令和6年	6月14日	（評議員の辞任・選任、令和5年度事業報告、 収支決算等の承認等）
第1回臨時理事会	令和6年	6月27日	（臨時評議員会の開催）
第3回臨時評議員会	令和6年	7月12日	（評議員の辞任・選任、理事の辞任・選任）
第2回臨時理事会	令和6年	7月26日	（代表理事の選任）
第2回定時理事会	令和7年	3月14日	（参与他役員の選任、公益目的事業運営基金 の一部取崩、令和7年度事業計画、令和7 年度収支予算及び基本財産運用、職員給与 規定の一部改正等）